

健康増進等管理栄養士業務要綱

(目的)

第1条 この要領は、函館市保健福祉部健康増進課において健康増進等管理栄養士業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進事業に関すること
- (2) 健康相談に関すること
- (3) 健康教育に関すること
- (4) 母子保健法に基づく健康診査・健康教育に関すること
- (5) 管理栄養士業務に連携する業務で、所属長が必要と認める業務

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用に日の属する年度の末日までとする。

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

A 勤務

勤務日	勤務時間
月・木・金曜日	午前8時45分から午後4時まで
火曜日	午前8時45分から12時まで
水曜日	午前8時45分から午後4時45分まで

B 勤務

勤務日	勤務時間
月・火・水曜日	午前8時45分から午後4時まで
金曜日	午前8時45分から12時まで
木曜日	午前8時45分から午後4時45分まで

※午前8時45分から午後4時45分までの勤務については、第1.3.5水曜日、第2.4木曜日と第2.4水曜日、第1.3.5木曜日の隔週交代

※午前勤務については、4/1～9/30、10/1～3/31の半年交代

- (2) 休憩時間は正午から午後1時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1時間の休憩時間を設けることができる。
 - (3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。
 - (4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日
- (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。